

小牧岩倉衛生組合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合規則第 1 号

小牧岩倉衛生組合事務分掌規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合事務分掌規則（昭和59年小牧岩倉衛生組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「プラント管理係」を削る。

別表を次のように改める。

別表

総務課

庶務係

- (1) 議会に関する事。
- (2) 施策の企画立案及び総合調整に関する事。
- (3) 条例及び規則等例規に関する事。
- (4) 職員の人事、給与厚生及び安全衛生に関する事。
- (5) 情報システムに関する事。
- (6) 広報及びホームページに関する事。
- (7) 他の課及び係に属しない事。

財政係

- (1) 予算の編成及び決算の調整に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 財産の管理に関する事。
- (5) 庁舎の維持管理に関する事。
- (6) 入札、契約及び指名審査会に関する事。
- (7) 現金の出納に関する事。
- (8) 収入及び支出の確認に関する事。
- (9) 監査に関する事。

業務課

施設管理係

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定に関する事。
- (2) ごみ溶融施設の運転計画に関する事。
- (3) 最終処分場の維持管理及び埋立計画に関する事。
- (4) 公害防止計画及び管理委員会に関する事。
- (5) ごみ処理技術の調査研究に関する事。

- (6) 電気工作物の工事、維持及び運用に関すること。
- (7) 他の係に属しないこと。

業務係

- (1) ごみ溶融施設の維持管理及び運転に関すること。
- (2) ごみ破碎施設の維持管理に関すること。
- (3) 品質管理、検査、測定及び分析に関すること。
- (4) 集じん灰の処理に関すること。
- (5) 施設見学に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。